平成２２年（フ）第２０号
茨城県神栖市大野原３丁目３番32号　仲沢コーポＤ－１
債務者　関　　早苗
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５号
長野県上田市上野15番地３　大久保住宅Ｂ号
債務者　清水　　優
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第７７７号
奈良市青山８丁目224番地
債務者　野村亮太郎
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６０号
奈良県大和郡山市朝日町４番14号　フラッツ郡山302号
債務者　森竹　忠廣
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
奈良県生駒市白庭台２丁目２番９号、住民票上の住所奈良市芝辻町３丁目６番36―102号
債務者　野村　華子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７３号
奈良市中山町1673番地の３
債務者　市田　信男
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８１号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地８―404号
債務者　荻野　奈々
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
奈良市南京終町204番地の17
債務者　三九かよ子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
奈良県大和郡山市新町746番地１　丸尾南団地Ｂ棟301
債務者　米田　義昭
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３５号
山口県下関市秋根本町２丁目10番30―101号グリーンマンション
債務者　**楽**野美代子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
山口県下関市赤間町３番９号
債務者　西林　　寛
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
青森市金沢３丁目16番７号
債務者　新谷登茂子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
長崎県南島原市西有家町須川1204番地
債務者　吉田　　正
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
長崎県南島原市深江町戊3987番地663、前住所福岡県糸島郡二丈町大字深江1036番地の47Ｅ―402号
債務者　板山　欽也
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
長崎県雲仙市小浜町北本町1308番地Ｂ―201号
債務者　川上　信一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
長崎県雲仙市小浜町北本町1308番地Ｂ―201号
債務者　川上　悦美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
福島県いわき市植田町横町112番地
債務者　馬上真一郎
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部